

定例教育委員会

1	日 時	平成 27 年 1 月 23 日 (金) 午後 3 時から午後 6 時 15 分
2	場 所	磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
3	出席委員	青島美子委員長 杉本憲司委員 田中さゆり委員 飯田正人教育長
4	出席職員	教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長 歴史文書館長 文化振興課長 市民活動推進課長 スポーツ振興室長 子育て支援課長 教育総務課指導主事
5	傍聴人	0 人

教育委員会が決定したもの（議決事項）

1 平成 27 年度磐田市一般会計予算（教育費関係）の要求について

< 教育総務課長 >

27 年度の磐田市一般会計当初予算案の規模については過去最大となった前年度を超えて約 622 億円となります。このうち、教育費につきましては、10 款のみでは約 60 億 5,100 万円で、前年度比では 1,200 万円、0.2%の減となり、歳出全体から見ますと 9.7%で前年度比 0.1%減となります。教育総務費は、4,000 万円の減の約 24 億 6,600 万円、小学校費は、1 億 1,000 万円の減の約 10 億 800 万円、中学校費は、1,100 万円の増の約 5 億 5,400 万円、社会教育費のうち、図書館費は、7,300 万円の減の約 3 億 4,000 万円、文化財保護費は、5,800 万円の減の約 2 億 8,000 万円となっております。補助執行として市長部局で事務執行している幼稚園費は、2 億 6,000 万円の増の約 13 億 9,700 万円、市民活動振興費のスポーツ振興費は、1 億 9,300 万円減の約 10 億 3,500 万円、文化振興費は、1,000 万円増の約 4 億 6,600 万円、生涯学習費は、3 億 6,900 万円減の 2 億 200 万円となっております。以下、各課から主要事業及び予算を「平成 27 年度教育委員会所管主要事業説明書」により説明させていただきます。文化振興課から順にお願いします。

・文化振興課（文化振興課長）

主要事業として、4 点説明させていただきます。「文化芸術振興事業」は、磐田文化振興会が市民文化会館をはじめとした各ホールを使って行う自主事業です。主なものとしては、磐田文化振興会への補助金が 4,000 万円でございます。

次の「文化芸術活動支援事業」は、磐田市文化協会をはじめとする文化団体への補助事業と磐田市芸術祭などへの委託、市民ピアノコンサートなどに要する経費が主なものです。

次に、「青少年文化芸術活動育成支援事業」は、なぎの木金管バンド、アミューズ Jr プラス、豊岡 Jr マーチングバンドなどの小学生金管バンドの支援を行うとともに、吹奏楽公開セミナーや高校演劇クリニックの開催、中学校等への器楽指導者派遣などの委託に係る経費です。平成 26 年度と比べて 1,291 万 6 千円増額となっております。

ども、これは、平成 27 年度は磐田こどもミュージカル第 10 期生の修了公演の年となりますので、それに伴う委託料の増額を行ったことによるものです。

「香りの博物館施設管理事業」は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間指定管理をしており、施設の維持管理や運営に係る経費です。

最後に、「平成 27 年度の磐田文化振興会事業計画」についてです。19 本の自主事業です。特に、磐田まぢめぐりコンサート、IWATA DANCE EVOLUTION、いわた de 音楽フェスタは合併 10 周年の記念事業として実施するものです。IWATA DANCE EVOLUTION やいわた de 音楽フェスタは、教育委員会や学校との連携など協働事業として位置づけて平成 25 年度より実施しております。両事業ともに、子どもたちを中心に多くの参加者、観覧者にお越しいただいており、事業の広がり、予想以上の反響や成果を残すことができました。来年度についても内容をさらに充実させて引き続き開催をしていきます。新規の自主事業としては、磐田まぢめぐりコンサートです。これは、磐田市にゆかりのある磐田出身や在住の音楽家を支援するために、色々なジャンルの演奏会を年 5 回市内各地で開催していきます。国の有形文化財に指定されております D O L C E 倉庫や花咲乃庄、他にも中央図書館を活用することで音楽を通じて街中に感動を広げながら文化の発信に努めていきたいと考えております。次年度においても各文化施策に取り組み、未来の文化・芸術を担う青少年の育成や本物の文化・芸術に出会い、体験する機会を拡充させるなど、市における文化・芸術活動の活性化に努めていきます。

・市民活動推進課（市民活動推進課長）

最初に「生涯学習費」についてです。平成 27 年度の予算要求額が大きく減額となっております。これは、公民館が交流センターへ再編されることとなったこと、（仮称）豊岡総合会館整備事業について関係事業経費が自治振興課へと所管替えとなったこと、竜洋公民館をなぎの木会館として文化振興課への所管替えとなったこと、公民館の地震対策事業の完了などの理由によりまして、大きく減額となったものです。

27 年度事業の概要についてです。「学習交流センター施設管理事業」については、天平のまちの 3 階フロアにあります学習交流センターの管理・運営に関する費用であり、光熱水費、管理委託料、共益費負担金等によるものです。

次に「学供会館施設管理事業」につきましては、学習等供用施設竜洋会館に関する施設管理運営費です。

次に「生涯学習推進事業」につきましては、社会教育委員会の運営費、生涯学習講座の情報提供に係る経費を計上しています。

その次の「生涯学習講座等開催事業」につきましては、公民館が交流センターになることに伴いまして、公民館で開催していた公民館講座等開催事業と統合いたしましたので結果増額となっております。内容としましては、生涯学習に関する講座や講演会、イベント等に係る経費です。

「青少年健全育成事業」「少年補導センター運営事業」「家庭教育推進事業」「成人式開催事業」につきましては、平成 26 年度と同じ取組を行う予定で予算計上をしております。

・スポーツ振興室（スポーツ振興室長）

最初に「市民スポーツ活動支援事業・スポーツ教室等開催事業」です。予算要求額は 3,394 万円です。主な事業としては、スポーツ推進委員の報酬や学校体育施設利用管理指導員謝金等の内容です。前年度との主な変更点についてですが、次年度はスポーツ推進委員の改選がございます。現状は 54 名の推進委員で運営しておりますが、予算上は 60 名を見込んで計上しております。また、体育協会大会・教室等開催費補助金につきまして、合併 10 周年事業として卓球やバレーボール、陸上競技などの競技についてトップアスリートの方をお呼びしてジュニア指導をしていただくという事業を計画しております。それに要する謝金・交通費などの必要経費について補助金を増額しております。課題としましては、体育協会との役割分担と連携協力です。現在、共同で開催しております磐田スポレク健康フェスティバル、あるいは補助事業として共同で実施しておりますジュピロ磐田メモリアルマラソンなど大きな事業を軸としましてさらに連携が深められるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、「ジュピロ磐田ホームゲーム小学生一斉観戦事業」についてです。予算要求額 817 万 2 千円です。135 万 6 千円の増額となっておりますが、この理由は小学生の皆さんに被っていただく帽子、雨具の単価上昇に伴う増加分によるものです。また、本事業の実施日についてですが、スケジュールが正式に発表されまして 6 月 6 日（土）14 時のキックオフのツエーゲン金沢戦を開催候補日として調整していきます。こちらは、本市を代表する象徴的な事業でございますので、常に見直しをかけながら、発展的に継続していきたいと思っております。

・幼稚園保育園課（幼稚園保育園課長）

最初に「磐田北幼稚園再築事業」です。こちらは、幼稚園の園舎の老朽化が著しいことと磐田北小学校 2 部屋を借りて保育をしているということ、周辺の見付公民館を含めて公共施設として駐車場が少ないことなどの課題に対応するため磐田市北幼稚園を磐田北小学校の中に建設するための計画を策定に要する経費を来年度の予算で計上しております。磐田北幼稚園の耐力度調査の委託料など 2,703 万 1 千円を計上しています。プロポーザル（企画提案型）により、効果的、効率的な幼稚園舎とプールの建築について提案をいただき、進めていきたいと思っております。

次に「公立幼稚園全園エアコン整備事業」についてです。近年の暑さ対策として、3 年計画でエアコンを設置する予定で考えております。3 年で最終 58 部屋に設置していきたいと考えております。既に 5 部屋は設置済ですので、今後設置していくのは 53 部

屋です。来年度については、29 部屋設置いたします。3 歳児のいる部屋を中心に、来年度からは預かり保育も実施していきますので、必要な箇所に最低全園に 1 台は設置していきたいと考えております。費用につきましては、設置手数料及び備品購入費を計上しております。エアコン設置ですので、暑くなる前に設置していきたいと考えております。

次に、「幼稚園施設整備事業 東部幼稚園再築基本構想作成委託料」です。東部幼稚園は昭和 46 年に建築された園舎でありまして、老朽化が進んでいることから、再築を進めていきたいと考えております。南御厨幼稚園との再編も視野に入れながら、基本的には敷地が広いので敷地内での再築計画で基本構想作成を進めていきたいと考えており、予算額 130 万円を計上しております。

最後に、「預かり保育全園実施事業」についてです。来年度、公立幼稚園全園 17 園において預かり保育を実施するための予算額 473 万 2 千円の経費を計上するものです。預かり保育は通常預かりと緊急預かりの 2 種類のパターンで実施いたします。

・教育総務課（教育総務課長）

最初に「教育委員会事務局事務」です。教育委員会事務局の経常的な経費の予算であり、予算要求額は 2,600 万 7 千円で前年比 1,090 万 6 千円の増額です。主な内容は、校外活動大会出場経費や各学校と事務局の文書配送やホームページ管理、市 P 連への補助金です。予算要求額が大きくなった理由としては、教育長に関わる経費（会議出席に係る旅費や負担金等）が、これまで教育委員会運営事務に計上されていましたが、新教育委員会制度での教育長が教育委員ではなくなることにより、事務局費に移動したこと、また、27 年 4 月に豊岡東小・北小の統合により統合推進事業が廃止され、通学バスや廃校となる校舎の維持管理経費等を事務局費に計上しているためです。

「放課後児童クラブ運営事業」ですが、予算額は 2 億 86 万 1,000 円で、前年比 4,100 万 2 千円の増額です。増額の主な内容は、利用学年の拡大に伴う学校の教室等の施設拡充です。

「小・中学校配当予算」ですが、これは、学校長の裁量で日々の支出に当てるものです。施設管理事業としては、主に営繕的な修理に係るもの、樹木剪定や印刷機等のメンテナンスなどに係る経費で、教育振興事業としては、教育用教材・消耗品の購入、書籍類の購入などです。予算要求額は、2 億 7,727 万 9,000 円で、前年比 54 万 6,000 円、0.2%の増額です。豊岡東小学校分が減となりますが、本年度とほぼ同額の予算を計上させていただきました。

「防災機能強化事業」ですが、本年度にて全小中学校の耐震補強が完了となりますが、学校施設の老朽化は進んでおり、外壁等の非構造部材の落下等に対する防災対策を講ずるものです。27 年度は、国と県からの指導もあり、災害時に避難所となる屋内運動場等における吊り天井や天井照明器具、バスケットゴール等の落下防止対策にも取り組ん

でいきます。記載の学校において、設計委託料・工事費等合わせて1億8,522万4,000円です。なお、全体計画では26年度から29年度の4か年で、対象となる小学校8校、中学校5校、合わせて13校を施工する計画です。

「学校施設ミストシャワー設置事業」ですが、合併10周年記念事業の取り組みで児童生徒の夏場の暑さへの対策としてミストシャワーを設置します。本年度、試行的に幼稚園2園、小学校2校、中学校1校で実施した結果、体感温度を下げる清涼感や地表面の温度を下げる効果があり、子どもたちにも大変好評だったことから27年度全幼稚園、小中学校へ設置するものです。事業費は243万4千円で設置委託料が主なものです。

最後に、16ページ「学校施設更新計画策定事業」です。これは本年度「小中一貫校等整備検討事業」として行っている事業を継承しています。現在、施設分離型で取り組んでいる本市の小中一貫教育は、27年度3中学校区10校の試行を経て完全実施となります。本事業は、本年度実施した現状の中学校区単位を一貫校とする場合のメリット・デメリットの把握から耐用年数や施設保守点検結果などもふまえ、施設の長寿命化も含めた学校施設の中長期的視野で更新計画を策定するものです。予算額は451万5千円で、委託料と小中一貫一体校の視察経費です。

・学校給食管理室（学校給食管理室長）

「学校給食食材調達事業」についてですが、この食材料費につきましては、今年度までは、各給食センター及び単独調理場において購入する、幼稚園、小学校及び中学校分の食材料費を計上し、市が負担する放射性物質検査用の食材料費を除き、歳入の学校給食費保護者負担金と同額を計上していましたが、来年度から、幼稚園の給食費が改定をされることから、これに合わせ、幼稚園に係る食材料費を4項の幼稚園費に移したため、前年度と比較して大幅な減額となっています。なお、これに伴い、歳入の保護者負担金についても、幼稚園分と小学校及び中学校分とを分けて計上しております。

次に、「豊田学校給食センター施設管理事業」のうち、事業の概要の2、内容の3番目の項目である「配送プラットホーム風除室設置」についてですが、現在、豊田学校給食センターのみ風除室が設置されておらず、洗浄室のシャッターを開けるとそのまま外につながっているため、来年度においてプラットホームに風除室を設置し、虫や鳥などが侵入することを防ぐ工事を実施いたします。なお、この設置工事のため、今年度を実施設計を行っています。

・学校教育課（学校教育課長）

最初に「いじめや不登校等に対応する教育相談体制推進事業」についてです。教育支援センターの設置や心の教室相談員の配置など教育相談体制の充実を図るものです。前年度比149万9千円の増額となりましたが、その要因としては、心の教室相談員を2名増員したことやいじめ防止等対策推進法に基づく条例設置による委員報酬を新規に追

加したことによるものです。来年度につきましては、不登校対策に力を入れていきたいと考えております。

次に、小学校・中学校における「コンピューター教育推進事業」です。主には、学校における情報機器の整備を推進することで児童・生徒の情報活用能力の育成、視覚に訴えた分かりやすい授業を目指すものです。小学校においては、前年度比減額となっておりますが、この要因としてはサーバの一元化を進めまして、センターサーバ化を図ることができたためリース料を削減することができたためです。課題としては、今後5年程度を見据えた整備計画を策定する必要があると考えております。

続いて「外国語指導助手派遣事業」についてです。外国語活動や英語教育の質を高めるため、外国語指導助手を配置するものです。本市の特徴は、磐田版英語カリキュラムを基に小学校1年から中学3年生まで9か年の連続した英語教育を推進していることです。さらなる推進を図るため外国語指導助手を1名増員による増額となりました。また、日本人の外国語指導助手について本年度1名を試行的に採用した訳ですが、かなり手ごたえを感じておりますので、さらなる増員をしていきます。

次に「外国人児童生徒適応事業」についてです。外国人児童生徒の日本語習得や学校生活への適応を図るため、初期支援教室の設置や相談員・支援員を配置するものです。来年度予算としては、本年度とほぼ同様の320名程度の外国人児童・生徒の人数で推移する想定で要求したところで。

また、「市費負担教員配置事業」です。これについては、35人学級編制によりきめ細やかな指導を進めるために市費負担教員「ふるさと先生」を配置するものです。来年度は児童・生徒の転出入等も見込んで小学校で12名、中学校で1名を想定して要求しております。前年度と比較して大幅な減となっておりますが、この数字については過去の実績を盛り込んでより精査し不用額が極力生じないよう要求を行った結果です。

次に、「小中一貫教育推進事業」です。前年度から2,741万6千円の大幅な増額となりました。来年度は7学府で本格実施を行い、竜洋・城山・神明の3学府で試行を踏まえ、過去最大の17名の小中一貫市費負担教員の体制とするため、予算の大幅な増額となりました。ただし、28年度からは、1学府に1名ということですので、10名の配置となる予定です。

続いて、「学習支援事業」です。本事業は、特色ある学校づくり支援事業から名称変更したものです。事業目的を明確にするため名称変更を行いました。主には、教員が子どもたちと向き合う時間の確保、学習環境の整備として学校司書リーダー、理科支援員の配置、豊岡東小・豊岡北小の統合対応の非常勤講師の配置のため予算を要求したところです。

最後に、「特別支援教育推進事業等」です。本事業は、特別に支援が必要な児童・生徒のための教育を推進するもので、支援員・指導員の配置、就学支援の充実を図るものです。来年度の課題としては、配置した効果を検証していくことで、事業の質を向上さ

せていくことがあげられます。

・中央図書館（中央図書館長）

最初に「施設管理費（全館）」は、予算要求額としては8,812万4千円です。平成26年度との比較での減額は1,901万円です。減額要因としては中央図書館視聴覚ホール映写システム改修、豊田図書館雨漏り修繕工事が完了したことによるものです。平成27年度の本格的な修繕工事としては、中央図書館エアハンドリングユニット交換工事、高圧ケーブル引き込み工事、豊田図書館屋根塗装工事などを計上しております。また、施設管理経費の中には、繁忙期における補助職員としての臨時職員を各図書館に配置するための臨時職員賃金が含まれております。

次に、「資料整備費（全館）」については、予算要求額3,977万6千円であり、平成26年度よりも420万7千円の増額です。このうち、図書及び視聴覚資料の5館合計の図書資料費は2,690万円であり、平成26年度と比較して363万5千円、15.6%の増額となっております。これに加えて、地域資料の電子化作業のための委託料200万円を継続して計上しております。電子化した資料につきましては、図書館のホームページ上で公開していく予定です。

・文化財課（歴史文書館長）

最初に「遠江国分寺跡整備事業」です。特別史跡である国分寺跡の再整備を行うにあたっての必要な資料を収集する目的で事業を行っております。27年度につきましては、発掘調査を終了したということで、それに伴う作業員賃金、重機・車両・プレハブなどの賃借料が減ったため減額となっております。増額の要因としては、発掘調査報告書印刷費用を計上しております。

次に、「谷田南古墳群発掘調査事業」です。本事業は新規事業であり、民間事業者の向笠竹之内地内の土砂採取事業地内の古墳群の発掘調査を実施するものです。堀内土木(株)から依頼による受託事業であり、費用については同社が全額負担するものです。今年度は確認調査を行っておりまして、来年度に単年度事業で調査を行うことを予定しておりますけれども、現在行っている確認調査の状況によっては、さらに調査期間が延びる可能性があります。

続いては、「市内遺跡調査事業（補助対象）」についてです。本事業は、市内遺跡の確認調査、出土品の保存処理を行います。国の重要文化財に指定されました明ヶ島古墳群出土土製品を保存するための費用を137万2千円増額しております。また、御殿・二之宮遺跡から出土した木製品についても保存処理を行います。

また、「文化財・民俗資料等保存活用啓発事業」についてです。本事業は、民俗資料の整理・集約、各種文化財の愛護、啓発事業を行うものでございます。26年度との比較では31万2千円の減額ですけれども、本事業は重要事業と捉えておりまして、鎌田

の旧給食センターに民俗資料を収蔵しておりますけれども、これに変わる収蔵施設を確保しなければならないということで、様々に検討しております。展示施設としては、豊田図書館展示室を候補として検討してまいりたいと考えておりますが、公共施設の見直しに伴う再利用を機会と捉えて検討していきます。

最後に「指定文化財保存事業」については、26年度と比較して33,352千円減額となっておりますけれども、淡海国玉神社社殿、府八幡宮楼門の修理工事が完了したため、減額となったものです。27年度の事業としては、熊野長フジ立ち入り防止施設改修、新豊院山古墳群危険木伐採、津倉家住宅図面作成などを行っていく予定です。津倉家住宅の今後の方向性については、地元の意見を集約した上で、活用方法について早期に検討してまいりたいと考えております。

< 質疑・意見 >

なし

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

2 平成26年度磐田市一般会計補正予算（教育費関係）の要求について

< 教育総務課長 >

今回の2月議会における補正は、主には、決算を見込んで精算補正を行うものです。精算補正を行うことで、27年度の当初予算へ、ある程度の決算剰余金、繰越金を見込んでいます。当初予算主義という形で、できる限り精査をして繰り越し財源を見込み、当初予算から必要なものに充てるというものです。教育関係全体では、歳入において1億1,749万7千円の減額、歳出において1億7,788万9千円を減額するものです。以下、歳入・歳出関連のあるものもありますので、課ごとに補正内容を説明します。市民活動推進課からお願いします。

・市民活動推進課（市民活動推進課長）

2款7項4目生涯学習費です。1つ目は、豊岡総合センター施設整備事業の補正です。これは新たに整備を計画しております豊岡総合会館の実施設設計の委託の入札差金が発生いたしましたので、減額するものです。2つ目は、公民館施設地震対策事業の補正につきましては、ガラス飛散防止工事の入札差金がありましたので、その減額です。公民館施設地震対策事業に関連して、歳入側では、18款2項1目の津波対策事業基金繰入金の減額を行います。公民館施設地震対策事業の経費につきましては、2分の1の津波対策事業基金繰入金を財源としていることから、減額補正するものです。

・スポーツ振興室（スポーツ振興室長）

（仮称）竜洋体育センター施設整備事業は、1,516万9千円の減額です。こちらは、

(仮称)竜洋体育センター建築工事は、来年度に繰越の手続きを進めておりますが、今回の減額はセンター内に設置する備品全般の購入費用が今年度中には不要となったことによるものです。

・教育総務課（教育総務課長）

歳出から御説明いたします。10款1項2目教育総務費事務局費職員給与費ですが、内容にあるとおり退職者における退職手当の精査による増です。勸奨退職2人、定年退職7人、普通退職3人の計12人分となります。次に10款2項1目小学校費 地震対策事業は、委託料におきまして耐震補強工事の事業の減少とそれに伴う工事監理委託料の減により600万円の減額です。同じ項目の防災機能強化事業では、外壁調査結果に基づく工事費下落による実施設計費の減、次年度工事計画の実施箇所1校の減及び入札差金により計700万円、本年度当初、豊岡北小と磐田中部小を予定しておりましたが、中部小は外壁の部分補修により剥落の恐れが低いことから、工事を取りやめたことにより工事費減から工事監理委託料の減となり300万円、長野小耐力度調査委託設計額の減及び入札差金により200万円の減、計1,200万円の減額です。また、工事請負費におきまして、豊岡北小の事業量の減及び磐田中部小を取りやめたことにより計5億3,600万円の減額補正となります。

次に、10款3校1目の中学校費では、施設整備事業の委託費で、豊田中学校下水道取付管の実実施設計委託料の減により160万円減額です。また、地震対策事業では、神明中学校のガラス飛散防止フィルム設置工事におきまして、入札差金により100万円の減額、防災機能強化事業では委託料で工事設計箇所1校の減少及び入札差金により870万円と工事請負費において実施事業量の減少により600万円の計1,470万円の減額となっています。

次に、歳入ですが、教育費国庫補助金は、歳出で御説明した防災機能強化工事の磐田中部小を取りやめたことから931万9千円の減額と、豊岡北小の工事实績により22万5千円の増、地震対策事業で田原小の工事实績から89万3千円の増で、計820万1千円の歳入減となります。次に、教育債の小学校建設事業債は合併特例債事業で小学校施設地震対策事業の国庫支出金及び基金繰入金の増による地方債1,550万円と防災機能強化事業における事業費の減による地方債4,520万円の計6,070万円の減額となります。

中学校建設事業債は、同じく合併特例債事業で事業費の減額による地方債の730万円の減額です。

・学校給食管理室（学校給食管理室長）

歳入20款5項5目雑入のうち「学校給食費保護者負担金」についてですが、これは、園児・児童・生徒及び教職員等への提供数の実績に伴う減額として、当初予算における

総人数から 231 人が減少となったことによるものが 925 万 1 千円、また、3 回の台風をはじめ、転出や病気等による欠食、学校行事などにより給食が提供できなかったことによる減額分が 1,470 万 2 千円の、合わせて 2,395 万 3 千円を減額するものでございます。また、「雇用保険料」についてですが、これは、調理員等臨時職員の勤務実績に伴い、66,000 円を減額するものです。以上でございます。

次に、6 ページの歳出ですが、10 款 1 項 3 目の学校給食費のうち、「給食材料費」について、歳入の学校給食費保護者負担金の減額分と同額の、学校給食センター食材調達事業として 1,109 万 8 千円、単独調理場食材調達事業として 1,285 万 5 千円の、合わせて 2,395 万 3 千円をそれぞれ減額するものです。また、学校給食事務の「賃金」については、調理員等臨時職員の勤務実績に伴い 605 万 1 千円を減額するものです。

・中央図書館（中央図書館長）

歳出では、施設管理事業の工事請負費のうち、視聴覚ホール映写システム改修が予定より低額で落札されたことに伴いまして 283 万 5 千円が減額となり、防火シャッター避難時停止装置設置費につきましては 17 万 3 千円が減額となりました。合計 300 万 8 千円を減額補正します。

・文化財課（歴史文書館長）

歳出では、文化財保護費のうち、「市内遺跡調査事業（市単独）」です。本事業は 3 つの事業から成っております。市道横須賀線改良工事に伴う御殿二之宮遺跡発掘調査、下水道工事に伴う長江崎遺跡発掘調査、市道新設に伴う浜部（はまんべ）遺跡発掘調査です。このうち、浜部遺跡については、事業そのものが 27 年度に延伸になったことにより、これを全額減額いたします。また、長江崎遺跡発掘調査では、下水道工事に伴う調査ですが、下水道の敷設業者から重機の提供を受けることができたことから、使用料・役務費の費用が減額となりました。なお、御殿二之宮遺跡発掘調査は予定どおり進んでおります。

次に、「土地区画整理事業地内発掘調査事業」では、鎌田の第 1 土地区画整理地事業地内の遺跡発掘調査事業を行っております。この中では、坊中（ぼうじゅう）遺跡と神明山遺跡の 2 箇所の調査を行っておりますけれども、このうち、坊中遺跡の発掘調査は終了いたしましたので、この分の減額が発生したものです。内訳としては、重機の借り上げの回数減、ネットフェンス・プレハブの入札差金などにより、534 万 7 千円の減額補正となります。

また、「遠江国分寺跡整備事業」については、国庫補助事業で行っているものです。国から補助金額について 93 万円の減額の通知がありました。補助率が 2 分の 1 です。事業費としては、この倍の減額の必要が生じました。減額の内訳としては、パソコンのリース料では当初レンタルを予定しておりましたが 60 か月 5 年間のリース契約に

変更したことに伴う差額、整備後のイメージ図作成手数料などによるものです。他方で、公園内の看板設置を追加しましたので、全体で248万5千円減額補正いたします。

歳入については、国から93万円の国庫補助金の減額がありましたので補正を行います。また、埋蔵文化財発掘調査の受託については、534万7千円の減額となりました。

< 質疑・意見 >

なし

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

3 磐田市図書館条例の一部を改正する条例について【市民活動推進課】

< 市民活動推進課長 >

本改正については、12月議会において交流センター条例が可決されたことに伴い、図書館条例の本文中にあります公民館の文言を交流センターに改めます。なお、施行は平成27年4月1日からです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

4 磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について【市民活動推進課】【幼稚園保育園課】【教育総務課】

【学校教育課】

< 教育総務課長 >

本条例の一部改正につきましては、4課にまたがりますので私から一括して説明をいたします。すべて別表(第2条関係)の改正となります。「委員長である教育委員会委員」の欄の削除は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育委員長と教育長が一本化されることによるものです。「公民館長」の欄の削除は、公民館を交流センターとすることによるものです。

「幼稚園医及び保育園医」、「幼稚園薬剤師(保育園を含む。)」欄にはいずれも幼保連携型認定こども園の設置に伴い文言を追加するものです。「学校産業医」の報酬につきましては、近隣市町の状況も含め、報酬額を年額12万円から月額2万円に改正するものです。「地域審議会委員」は地域審議会の廃止によるものです。「いじめ問題対策連絡協議会委員」、「いじめ防止等対策推進委員」及び「いじめ問題再調査委員」は、いじめ防止対策推進法の制定に伴い、本日追加議案として上程いたします議案第24号の磐田市いじめ防止等対策推進条例の制定により3委員を加えるものです。なお、公民館長に代わる

交流センター長は別表最後の地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に該当する者となります。よろしくお願いたします。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

5 磐田市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例について【市民活動推進課】【幼稚園保育園課】

< 市民活動推進課長 >

図書館条例の改正と同様に本文内の公民館の文言を交流センターに改めるものです。施行は平成27年4月1日です。

< 幼稚園保育園課 >

市内に幼保連携型認定こども園が設置されることに伴い、幼保連携型認定こども園を追加します。なお、施行期日については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日から施行します。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

6 磐田市スポーツ推進審議会委員の変更について【スポーツ振興室】

< スポーツ振興室長 >

磐田市スポーツ推進審議会委員名簿を御覧ください。今回変更しますのは、No. 4の株式会社ジュピロからの選出委員なのですが、社内事情による退任で、後任に株式会社ジュピロ運営部長の井熊雄児さんをお願いするものです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

7 磐田市幼保連携型こども園設置条例の制定について【幼稚園保育園課】

< 幼稚園保育園課長 >

平成 27 年 4 月より磐田市立福田こども園が幼保連携型認定こども園として設置されます。このため、幼保連携型認定こども園を公の施設として設置及び管理するために本条例を制定しています。内容については、休園日等について定めるものです。なお、施行期日については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日から施行します。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

8 磐田市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例について

【幼稚園保育園課】

< 幼稚園保育園課長 >

平成 27 年 4 月に設置いたします公立認定こども園においても預かり保育事業を実施することから、用語の定義、保育料の納期等について改正します。第 2 条の用語の定義については、1 か月以上の預かり保育を行う場合は今まで年間預かり保育とっておりましたが「通常預かり保育」と定義いたします。また、1 日を単位として行う一時的な預かり保育は一時預かり保育とっておりましたが、「緊急預かり保育」と変更いたします。このことに伴いまして、第 4 条の文言を改めます。なお、第 5 条については、保育料の納期の変更として、いままで月額保育料の納期は毎月 25 日、日額保育料の納期は翌月 10 日としておりましたが、今回整理を行いまして、通常預かりも緊急預かりも統一して保育料の納期は利用月の翌月 20 日にすることとしました。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

9 磐田市学校給食条例の一部を改正する条例について【幼稚園保育園課】

< 幼稚園保育園課長 >

本条例は、福田こども園を新設することに伴いまして、同園の幼稚園卒の子どもの給食に関する規定を整理するため改正します。内容としては、対象施設に幼保連携型認定こども園を加えるものです。施行期日は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日です。ただし、別表の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日です。第 2 条の定義規定を改正するとともに、第 3 条関係として別表を改正し、磐田市立福田こども園調理場を加えます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

10 磐田市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について【幼稚園保育園課】

< 幼稚園保育園課長 >

福田こども園を幼保連携型認定こども園として設置することに伴い、公務災害補償の対象に幼保連携型認定こども園を加えるため、本条例を改正します。施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行します。第1条では、幼保連携型認定こども園の認定こども園医、認定こども園歯科医、認定こども園薬剤師を追加します。また、第2条の定義では、実施機関として幼保連携型認定こども園の学校医にあっては市長としています。第6条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定めることとしております。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

11 磐田市認定こども園保育料等徴収条例の制定について【幼稚園保育園課】

< 幼稚園保育園課長 >

認定こども園の保育料等を公の施設の使用料として徴収するための徴収根拠を定めるため条例を制定します。施行期日については、平成27年4月1日です。本条例の対象となる園としては、幼保連携型認定こども園の福田こども園、幼稚園型となる豊岡北幼稚園、大藤幼稚園が該当します。本条例で通園バス使用料、保育料の徴収根拠を定めます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

12 磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例について【幼稚園保育園課】

< 幼稚園保育園課長 >

平成 27 年 4 月に磐田市立幼稚園のうち、大藤幼稚園、豊岡北幼稚園、福田 3 幼稚園が認定こども園へ移行することに伴いまして関係条文を改正するものです。内容としては、園名の変更、削除などを行うものです。施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日です。園名の変更、削除についてです。第 1 に現在の大藤幼稚園は大藤こども園となります。第 2 に現在の豊浜幼稚園、福田西南幼稚園、ひまわり幼稚園の 3 園は、来年度統合して福田こども園となります。第 3 に豊岡北幼稚園は豊岡こども園となります。なお、磐田北幼稚園の地番について変更がございますが、過去に行った分筆に誤りがあったため地番変更が生じていたのですが、当時条例改正をしていなかったことから、今回の改正に合わせて変更を行います。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

13 磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について【幼稚園保育園課】

< 幼稚園保育園課長 >

本条例は、子ども子育て支援制度に係る税制上の取り扱いとして、通園バス使用料に係る消費税は非課税とされたため、所要の改正を行うものです。また、平成 27 年 4 月にすべての公立幼稚園で預かり保育事業を実施することから、預かり保育事業のためにバスを利用することが無くなることから、同規定を削除します。なお、施行日は公布の日からです。本条例は 11 月議会に上程をいたしました。その時点では非課税とする旨、国から通知が来ておりませんでした。その後、国の正式通知は 11 月 18 日に到達したため、今回の改正では消費税を抜いた非課税額を計上しております。いままで豊岡南幼稚園の預かり保育利用する子供たちをバスで巡回していた訳ですが、豊岡南幼稚園でも預かり保育を実施することとなったことからバスの巡回が不要となりましたので、当該規定を削除します。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

14 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例・規則の一部改正について【教育総務課】

<教育総務課長>

今回の議案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う条例・規則等の改正についてです。まず条例・規則関係の「議案第 14 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例・規則の制定について」です。

以下、説明の流れとしては、新教育委員会制度のあらましを概観し、議案第 14 号として上程しました今回改正する条例・規則の改正内容を説明します。ここで一旦、御審議いただいた後、議案 15 号から 21 号の教育委員会規則改正案について御説明をしてみたいと思います。

それでは「地教行法改正に伴う教育委員会制度改定」についてご覧ください。平成 26 年 6 月 20 日に公布された改正地教行法による新たな教育委員会制度は、平成 27 年 4 月 1 日から施行となります。今回の改正の趣旨は、教育委員会制度の趣旨である教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るものというもので、主な改正点は 3 点です。第 1 に、教育行政の責任体制の明確化として、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として「新教育長」を設置することです。新教育長は、首長が議会の同意を得て直接任命等を行います。第 2 に、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することです。会議は首長が招集し、首長、教育委員会で構成します。第 3 に、教育に関する「大綱」を首長が策定することです。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針です。その策定方法としては、総合教育会議において首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定します。

改正法の施行に伴い本市では、条例・教育委員会規則などについて所要の改正を行う必要があります。新教育委員会制度の改定スケジュール予定としては、今回の 1 月の定例教委に条例・教委規則を議案として提出し、そのうち、条例については 2 月市議会定例会に上程いたします。なお、今回改正する条例・規則については、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。ただし、経過措置として、現在の教育長の教育委員の任期中については、現行制度が継続しますので、従来どおり教育委員長と教育長が両方とも併存することとなります。

次に、「新教育委員会制度における新教育長と教育委員会について」を御覧ください。現行の教育長は教育委員としての任期で 4 年でしたが、今回の改正により 3 年となります。これは首長の任期である 4 年より 1 年短くすることで、首長の任期中、少なくとも 1 回は自らが教育長を任命できるようにするものです。

また、合議体の教育委員会については、引き続き地方自治法上の執行機関として位置づけられるとともに、教育委員会の職務権限は変更されないことから、教育委員会はこ

れまでどおり、教育行政を自らの責任と権限において管理し執行する機関です。教育委員会の議事についても出席者の過半数で決することとされており、教育長及び教育委員の合議で意思決定します。今回の改正により新たに「教育長は教育委員会規則で定めるところにより教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告する」ことが義務付けられました。これは、教育委員により教育長の職務をチェックする機能の強化として設けられた規定です。

続いて、「総合教育会議の設置について」です。総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場として位置づけられています。総合教育会議で、どのような話し合いをするのかという点についてですが、協議、調整する事項としては3つあります。第1には、首長が策定する大綱を定めることやこれを変更することです。第2には、教育を行うための諸条件の整備、教育の振興を図るために重点的に講ずべき施策について協議・調整することです。これは例えば、学校施設整備や予算編成に係る調整事項などが想定されています。第3には、児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整です。これは例えば、いじめ問題が発生した場合の対応協議などが想定されています。なお、総合教育会議において、教科書採択や個別の教職員人事等、教育行政の政治的中立性の要請が高い事項などについては協議題とするべきではないとされています。

続いて、「大綱の策定」についてです。まず、大綱を首長が定めることとした趣旨とは何かということです。首長は、民意を代表する立場です。また、権限としても教育委員会の予算編成権を有しています。さらに首長の所管している福祉行政などの一般行政と教育行政の密接な連携も求められています。このようなことから、首長に大綱の策定を義務付けることにより、地方公共団体における教育の振興等に関する施策の総合的な推進を行うことを目的としています。

大綱の定義と対象期間についてです。大綱は教育に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。また、対象期間は首長の任期（4年）や国の教育振興基本計画（5年）であることから、4年から5年程度を想定しています。

大綱の記載事項としては、学校の耐震化、統廃合、少人数教育の推進、放課後対策、幼児教育の充実などが例示として挙げられています。

また、大綱の法律上の効果につきましては、首長が教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合は、首長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかります。一方で、調整・合意ができなかった事項の取り扱いについては、たとえ首長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではありません。

続いて、「地教行法改正に伴い改正が必要な条例・規則一覧」についてです。今回の

条例・規則改正は主として教育委員長職の廃止、新教育長が常勤の特別職になること、今回の法律で新たに規定された議事録作成・公表などについて所要の改正を行うものです。

それでは、具体的な改正内容と改正理由について御説明いたします。最初に、議案第14号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例・規則の一部改正について」です。条例・規則で改正するのは、「3」にお示しした条例・規則で(2)を除く4本になります。

それでは、「磐田市議会委員会条例」です。この条例の第21条に議会の委員会における審査又は調査のため教育委員長に出席を求める規定があります。今回の改正により教育委員長職は廃止となることから、教育長に改めるものです。

次に、「磐田市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例」についてです。この条例は、3つの条例を一括して改正するもので、「磐田市特別職報酬等審議会条例」、「磐田市職員定数条例」、「磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の3つです。最初に「磐田市特別職報酬等審議会条例」です。特別職報酬等審議会とは、特別職である議員、市長、副市長などの報酬額を審議する会議です。今回の改正により、新教育長は常勤の特別職となったことから、本審議会の対象となるため、追加の改正を行うものです。次に、「磐田市職員定数条例」では、今回の改正により、教育長は常勤の一般職から常勤の特別職の身分となることから、条文中の教育長の文言を削除するものです。最後の「磐田市教育委員会教育長の給与等に関する条例」では、今回の改正により教育長の給与等の条例の根拠となっていた教育公務員特例法の条項が削除されることとなったため、この規定を削除するものです。なお、新教育長の給与支払いの根拠は、特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第204条となります。

続いて、「磐田市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則」についてです。この改正は条文の整理によるものです。これまでは教育長として別に規定していましたが、新教育長は特別職の常勤の身分となったことから既存の規定にある「特別職に属する職員で常勤のもの」のカテゴリーに含まれることとなったため条文から削除するものです。

最後、「管理職員等の範囲を定める規則」です。管理職員等とは地方公務員法で定められているもので、重要な行政上の決定や職員の任免など勤務条件に関する機密事項に接する監督的地位にあるもので、職員団体との関係で、当局側の立場に立つ職員のことをいいます。この管理職員等は一般職を前提としているもので、今回の改正により教育長は特別職となることから、文言を削除するものです。

< 質疑・意見 >

杉本委員

大綱の法律上の効果についてですが、「首長が教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載しても、教育委員会は、当該事項を尊重する義務を負うものではない」とありますが、そういったことは実際にあり得るのですか。

教育総務課長

大綱は首長が策定するものとされていますが、総合教育会議において首長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが求められます。ただ、調整のつかないようなケースも想定上ではあり得ます。教育委員会は教育に関する事務の執行権限を有していますので、調整のついていない事項は教育委員会が判断することとなります。

教育長

これは、教育委員会を尊重するとの趣旨によるものです。大綱を策定にあたって協議・調整する場である総合教育会議で議論を尽くし、双方の合意が得られるよう調整を図ることが求められます。

杉本委員

65 ページにあります教育委員会事務局の職として理事という文言がありますが、現在、理事は置いていませんか。

教育総務課長

市長部局の職と合わせて規定しておりますので理事職についても記載がございますが、現在は教育委員会事務局には理事職はありません。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

15 磐田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

16 磐田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

17 磐田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

18 磐田市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

19 磐田市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

20 磐田市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則について

21 磐田市教育委員会公印規程の一部改正について【教育総務課】

< 教育総務課長 >

続いて、教育委員会規則関連の議案第 15 号から議案第 21 号については、一括して御審議をお願いいたします。今回、教育委員会規則で改正するのは7本です。

議案第 15 号「磐田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」についてです。公告式規則は、教育委員会規則などの規則・規程について公表方法を定めた規則です。改正内容としては、今回の改正により教育委員長職が廃止され、教育委員会規則を公布する際に、従来は教育委員長が署名することとなっていたものを教育長が署名する旨、改正するものです。

議案第 16 号「磐田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」についてです。会議規則は、教育委員会会議の招集、開会及び閉会、会議の順序、採決方法、会議録作

成などについて定めたものです。改正内容としては、主な事項として3点あります。

1点目は、教育委員長職の廃止に伴い、委員長の選挙、委員長職務代理者の指定の規定を削除します。2点目は、新教育長の設置に伴い、これまで教育委員長が行っていた会議の主宰を新教育長が行うこととなったことから、会議の招集、開会・閉会、議題の採決の規定について教育委員長を教育長に改めます。3点目は、会議録の規定については、改正法で教育委員会会議録の作成・公表が努力義務化されたため、公表の規定を新規追加するものです。なお、本市では、従来から教育委員会会議録を作成し、HPで公表を行っているところです。

議案第17号「磐田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」についてです。この改正内容は、これまで教育委員長が行っていた傍聴に関する事項について、新教育長が会議の主宰を担うこととなったことから、関連諸規定について改めるものです。

議案第18号「磐田市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」についてです。改正内容としては2点です。1点目は、今回の改正法により「教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理・執行状況を教育委員会に報告しなければならない」と規定されたことから、教育長は定期的に事務の管理及び執行状況を報告する旨追加するものです。これは、教育委員のチェック機能強化の観点から新規に規定された内容です。なお、本市ではこれまでも教育委員会会議において定期に教育長報告を行っております。

2点目は、新教育長の職務代理についてです。現行法では、教育委員長の代理として職務代理者を置き、教育長の代理として事務局職員を指定しております。改正法では、新教育長の職務代理者は教育委員のうちからあらかじめ指名することとなりました。新教育長の職務代理者は非常勤の教育委員が担うこととなりますので、具体的な事務執行など日常的な業務管理については困難が予想されます。このような場合には事務局職員に委任することが可能になっています。今回の改正では、新教育長の職務代理者の事務執行を受任する職員として、教育部長とする旨をあらかじめ規定するものです。

議案第19号「磐田市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」についてです。改正内容としては、処務規則は教育委員会事務局の組織及び専決事項等の事務処理について定めたものですが、その根拠規定となる地教行法第18条第2項が今回の改正により第17条第2項となることから改めるものです。

議案第20号「磐田市教育委員会教育長職務代理者指定規則を廃止する規則」についてです。この規則は廃止となります。これは、先程御説明しました新教育長の職務代理者は教育委員から指名することとなりましたので、現行の教育長の職務代理者を定める本規則は廃止となるものです。

最後、議案第21号「磐田市教育委員会公印規程」についてです。改正内容としては、教育委員長職、教育委員長職務代理者職が廃止となったことから、関係する公印を廃

止します。

< 質疑・意見 >

Q 職務代理者の関係規定で、教育部長が受任するのはどういった内容になるのでしょうか。

A 教育長の職務代理者は教育委員の中からあらかじめ指名します。教育委員は非常勤であるため決裁など日常的な事務執行では困難な面が予想されますので、その部分について教育部長に委任するものです。教育長の職務代理者は、教育委員会会議の主宰や、各種会議で教育委員会を代表して挨拶を行うことなどを担うことを想定しています。

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

22 学校（園）薬剤師の委嘱について【学校教育課】

< 学校教育課長 >

学校（園）薬剤師の山中喜代美さんが一身上の御都合により辞退されたため、磐田薬剤師会の推薦により山中寛次郎さんを東部小学校、東部幼稚園、南御厨幼稚園の薬剤師として委嘱するものです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

23 磐田市少人数学級編制の実施及び小中一貫教育の推進に係る市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について【学校教育課】

< 学校教育課長 >

昨年末、国の給与勧告の地域手当の見直しを受けて、県の人事委員会の勧告により県費負担臨時的任用教職員の給与が改定されました。それに伴い本市の磐田市少人数学級編制の実施及び小中一貫教育の推進に係る市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正するものです。第4条の給料では、現行の24万3,100円を限度としておりましたが、今回の改正により24万4,900円を限度とするよう改めるものです。第6条の地域手当の月額現行の100分の3を100分の4に改めるものです。また、別表第1についても金額を改正します。別表第2は特殊勤務手当の金額を改めます。非常災害の業務に従事したときは、現行の12,800円を改正後は16,000円に改めます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

24 磐田市いじめ防止等対策推進条例の制定について【学校教育課】

< 学校教育課長 >

本条例につきましては、昨年から教育委員会において教育委員の皆様から御意見をいただき、条例制定に向けて準備を進めてきたところです。平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法が公布されました。それに伴い、いじめ防止対策の基本理念を定め、市、学校、教職員、保護者の責任を明らかにするとともに、いじめ防止の対策推進に関して必要事項を定める必要があります。必要な事項を定めるにあたって、学校教育課ではいじめ防止の対策推進に関し積極的に関わっていくことが磐田市教育委員会の目標である「ふるさとを愛し、未来をひらく、心豊かな磐田市民」につながるという考えから条例制定をすることとしました。

最初に、磐田市いじめ防止等対策推進条例の構成は 4 つです。第 1 に趣旨、いじめの定義、基本理念について規定しています。第 2 に児童の役割、市や学校、教職員、保護者の責務について規定しています。第 3 に各小・中学校が取り組むべき対策について規定しております。第 4 に磐田市いじめ防止等のための基本方針を市が策定します。これは各学校が取り組むべき対策を示します。各学校は、文部科学省、県教委、市の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を定め組織を作ります。さらに、基本方針を学校で策定した場合は、HP 等で公開します。また、組織は内部組織だけではなく、必要に応じて外部の専門家を招聘することもできます。

次に、磐田市としては 3 つの組織を設置します。条例では、磐田市いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会附属機関、重大事態発生時首長再調査の 3 つの組織を規定します。第 1 に「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ防止に関する機関や団体の連携を図るため、協議会を設置します。学校、児童相談所、警察など関係機関から協力を得て、いじめ防止のための情報交換、対策、連携の在り方等について協議します。第 2 に教育委員会の附属機関についてですが、いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会の連携をより強固にして実効性のあるいじめ防止を推進するために「いじめ防止等対策推進委員会」を置きます。委員には、法律・心理・福祉等の専門的知識を有する者を選任し、重大事態の調査やいじめ防止のための対策を実効的に推進していきます。最後に、首長の再調査についてです。これについては、重大事態への対処のため、必要であると首長が認めた場合、「いじめ問題再調査委員会」を設けて再調査をします。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

(1)子育て支援課

こども憲章の制定については、昨年9月の定例教育委員会において説明をさせていただきました。委員会の中で大変熱心に御議論いただきまして、このたび、制定の運びとなりましたので、御報告いたします。

最初に、背景及び趣旨についてです。乳幼児期から小学校・中学校・高校などの機関は、長い人生としての社会生活を送るための基礎・土台をつくる期間です。この期間をどのような環境で、どのような思いをもって生活するかということが非常に重要になってまいります。子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢社会、情報化社会の進展、核家族化などによりまして、人と人とのつながり、地域とのつながりが薄れてきてまして、礼儀、礼節、しつけといった部分が以前よりも希薄になってきています。親による虐待や育児放棄、スマホ等に絡む子ども同士のいじめの問題等は社会問題となっておりまして、互いに無関心であったり、孤立であったりという状況が生じています。このような子どもたちを取り巻く環境の中、親に子育ての第一義的な責任があるというのは勿論ですが、地域や社会もともに子どもたちの成長を育てていくということが求められています。そこで磐田の子どもとして夢と希望を持ち、家族やふるさとを愛し尊敬するとともに、自分自身も愛し、生きる楽しみを感じながら、未来に向かって自信と誇りを持ってたくましく生きることができるといった子ども姿としての理念をこども憲章として制定し、社会全体で子どもたちのたくましい成長を育てていくということになります。

まず、前文についてです。子どもたちが健やかに育っていくためには、どのような環境の中で、どのような思いをもって過ごすかがとても重要であり、家族から愛されている、愛されてきたという思いやふるさとで過ごした経験は、自信と誇りをもって人生を力強く生き抜いていくための素地となります。近年、磐田市においても少子高齢化や核家族化、さらには急速な情報化の進展など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきています。それにより、家族とのつながりや地域と関わりが希薄になり、お互いに無関心であったり、身近に相談相手もなく孤立感を深めていることもあります。こうした厳しい環境にあっても、次代を担う子どもたちが、家族やふるさとに支えられ、自分に自信と誇りをもち、たくましく生き抜く力を培い、夢と希望をもって、心豊かに未来へ向かっていくための指針として「こども憲章」を制定しました。この「こども憲章」は、小学生・中学生・高校生を含む多くの市民から意見をいただいて制定したものです。子どもたちの健やかな成長を育むために、子どもたち自身はもとより、大人も共にオール磐田で取り組んでいくこととします。

そして、こども憲章の理念は、「磐田の大地を踏みしめ ともに手をつなぎ 明日を

楽しみにたくましく生きよう」としております。「磐田」という言葉を入れ、他市の憲章との差別化を図る。「大地を踏みしめ」は、歴史・文化・伝統や家族・友（人生の縦軸・横軸）を意識し、そこにしっかりと基軸をおく。「ともに手をつなぎ」では、人の関わり、いつもそばに誰かがいる暖かさの中で生きる。前段の自立に対して、共生のイメージ。「明日を楽しみに」では、将来への夢・希望を抱き、挑戦の心をもって生きる。前段が力強く硬い感じなので、後段ではやわらかさを出し、見て疲れる印象にならないようにしたいと思います。なお、このこども憲章の制定にあたっては、市内の小学生・中学生・高校生 178 人から意見をいただいております。また、市民からも 145 件の意見をいただいております。これらを参考に制定委員会で検討を重ねて制定したものです。

このこども憲章を実際に実現していくために、子どもだけでなく大人も取り組んでいかなければならないと考えます。磐田市民みんなで取り組んでいくその取り組みのための行動指針を市民投票により制定していきたいと考えております。「磐田市こども憲章行動指針（案）」として 23 項目挙げております。これを 2 月 1 日から 20 日までホームページや公民館等に置いてあります投票用紙で市民の皆様にご投票をさせていただきます。この投票結果を参考に、改めて制定委員会の中で 12 項目の行動指針を決定してまいりたいと考えております。なお、27 年度については、こども憲章の周知・啓発ということで、カレンダーの作成、記念碑の設置、交流センター等での懸垂幕の掲出などを考えております。市民運動として啓発をしていかなないとなかなか定着していきませんので、それに力を入れていきたいと考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

< 質疑・意見 >

私も委員の一人として、教育委員会を代表して参加いたしました。はじめは事務局も大変な思いをされたわけですが、精力的に対応していただきまして、基本の理念の部分の議論に終始いたしました。指針については、あとは表現の仕方ですので、概ね了承いたしました。やはり、理念のところをしっかりと議論をしようということで進めてきました。皆さん素晴らしい方で、それぞれの生き方や哲学を話した方もいます。

道しるべとの関係ですが、せっかくこういうよいものを作っていたので、2 つ一緒に PR していくというのがよいのではないかと市長にも申し上げました。その際に重複しないようにしてもらいたいということです。道しるべでは「感謝の気持ちはありがとうと素直に伝えること」、行動指針では「ありがとうを伝えよう」は重複するような内容です。道しるべと行動指針を並べて掲げて、カレンダーなどを作成するなど、折角、教育委員会も頑張ったので、片方だけ PR をしていくのではなくて、是非一緒に PR をしていければ良いと思います。例えば、子どもさんがいらっしゃる家庭で、学校からは道しるべが来て、市役所からは行動指針が来るというのは PR として好ましくないと思います。双方それぞれで PR していくというのは、不自然だと思います。是非、道しるべと行動指針が重複しないような形で PR していただくようお願いします。

これから庁内の検討委員会で、啓発方法等について考えてまいりますので、そのような意見も反映できればと思っております。

(2) 教育総務課

教育総務課の月例報告ですが、下の重点事項を御覧ください。項目番号2の豊岡北小児童クラブのクラブ施設完成についてです。豊岡東小と豊岡北小の統合により、豊岡北小学校の普通教室の確保の必要性から豊岡北小校庭に児童クラブ施設を建設いたしました。昨年12月22日から使用を開始しております。

次に予定事業です。項目番号1番の教育委員と社会教育委員の情報交換会です。本日、午後1時15分より開催させていただきました。議題としましてコミュニティ・スクールに関することで活発な意見交換ができましたので御報告いたします。項目番号11番静岡県PTA連絡協議会の磐田大会の開催についてです。2月21日(土)に磐田市民文化会館におきまして本大会が開催されます。県内のPTAの代表者が一堂に会し、相互の連携を図るとともに保護者・教師がそれぞれ役割を認識し、今後の活動に一助となればと考えております。当日は、研究発表や記念講演、表彰式を行う予定です。

< 質疑・意見 >

なし

(3) 学校給食管理室

それでは、専決処分の報告について説明をさせていただきます。この物損事故につきましては、12月の定例教育委員会において口頭で報告をさせていただきましたが、平成26年12月16日に相手方と和解が成立しましたので、2月市議会に報告案件として提出するため、あらためて説明をさせていただきます。損害賠償額は、相手方車両の修理代5万2,207円で、全額市が負担することで合意をしたもので、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額補填をされました。専決処分の報告については、以上でございます。

次に、月例報告の実施済事業として、7の「平成26年度全国学校給食週間」についてですが、文部科学省において、毎年1月の24日から30日までの1週間を全国学校給食週間と定めておりまして、これに伴い、磐田市では「食育の日」である1月19日から23日に、市内産や県内産の献立として、えび芋コロケやえび芋のクリームシチュー、いちじくジャム、さくらエビの搔き揚げ、しずおかおでんなどを提供したほか、各学校において給食にちなんだ校内放送や、学校給食だより等を活用した啓発を行いました。

次に、予定事業として、8の「平成26年度第3回磐田市立学校給食運営委員会」についてですが、第3回の運営委員会を2月4日水曜日の午後7時から開催をいたします。内容につきましては、第2回の運営委員会で保留となっております平成27年度の幼稚園に係る給食実施日数及び給食費、また、平成27年度の学校給食物資納入業者の指定について御審議をいただくほか、今年度、4月から1月までの栄養摂取状況等に

ついて報告をさせていただく予定です。

< 質疑・意見 >

なし

(4) 学校教育課

実施済事業については資料を御覧ください。予定事業については、2番の平成27年度市費負担教員採用選考2次試験を1月31日に実施いたします。1次試験合格者42名B区分受験者11名の計53名が受験対象者です。そのうち、23名を採用する予定です。3番に2月3日小中一貫教育実践報告会が開催されるということで、各学府の取り組みについて共有化を図っていきたいと考えております。

< 質疑・意見 >

なし

(5) 中央図書館

実施済事業の重点事項として、文学講座『万葉集の名歌を楽しむ』を掲載しております。昨年度に引き続いての文学講座で、今回は万葉集の中から『富士山の歌』『東歌』『恋』と『別れ』の歌物語』などを万葉学会の美夫久志会会員の三上達郎先生により分かりやすく解説していただきまして、大変好評な講座でした。次に、予定事業では、豊田図書館におきまして、冬の小学生向けおはなし会を開催いたします。語り手である図書館職員がおはなしを覚えて絵本を使わずに語るストーリーテリングを行い、子どもたちをお話の世界へ招待したいと思っております。参加者には職員のおすすめ本の入った福袋を貸し出す予定です。

< 質疑・意見 >

なし

(6) 文化財課

実施済事業では、津倉家住宅の寄贈を受けて、昨年12月20日、21日に今回は掛塚地区の住民の方を対象にして見学会を開催いたしました。2日間合わせて193名の方にお越しをいただきました。中には、小中学生もいました。いままで個人宅でしたので、入れる機会は基本的にはなかったわけですので、年配の方も貴重な機会として捉えていただき、多くの方にお越しいただきました。そのときには、地域の方々から「草取りぐらいであれば手伝います」や「管理組織を作る際には声をかけてください」など大変有難いお話をいただきまして、非常に関心が高いということを感じた次第です。また、歴史文書館では企画展「よみがえる遠州の小江戸」として掛塚湊テーマとして展示しております。先週1月17日に掛塚地区を巡る「町並ウォーク」を開催いたしました。20名の募集に対して34名の方に応募いただきました。実際、32名の方に御参加いただきました。また、1月10日に「町並トーク」として、竜洋町最後の町長であり元廻船問屋である池田藤平さんにお話しいただきました。67名の方に御参加いただきました。予定事業ですが、1月27日(火)に今年度2回目の歴史文書館運営審議会を開催する

予定でございます。歴史文書館は開館して7年ということでございますので、今後の方向性などを含めて検討をいただくものです。

< 質疑・意見 >

歴史文書館の開催曜日についてです。企画展「よみがえる遠州の小江戸」を見に行きたかったのですが、休館日は土・日・祝日で、開催時間は9時から17時まででしたので、日中の昼間に働いている私は一切行けない状況です。掛塚のお祭り保存会でもこういう企画があるから、是非行ってくださいと依頼がありましたが、ほとんどの人が行くことができません。歴史文書館の特別な企画展については、できれば土曜日・日曜日に1日でも開催していただければと希望します。行きたくても行けない人が多くおりますので、審議会などの場において、話し合いをしていただければと思います。

土・日・祝日の企画展の開館、開催につきましては、以前から御要望もいただいております。今の御意見であります。今、会期中、土日にお越しいたくような機会を作るということでしたので、次回の審議会において議論をしていきたいと考えております。

土・日・祝日の開館は、人的な面で可能でしょうか。

1回開館しますと4名の職員を配置する必要があります。職員を土・日に勤務させると振替での対応となります。毎週土・日となると大変な面があります。会期中、土・日開館を数回などであれば、人的な面での対応は可能と思いますので、今後、検討を進めていきたいと思っております。

教育委員会で協議したもの

平成27年度版「磐田市の教育の概要」について

本日は、主に昨年度と変わった点を中心に「磐田市の教育の概要」の内容等について御協議をお願いします。まず、タイトルを前回の教育委員会で話し合われました「磐田市の教育の概要」に変更しました。「磐田の教育」道しるべについての字体、枠内の背景の色は昨年度と同じにしたいと思っておりますが、左下「平成26年3月策定」としました。右上のしっぺいを読書するしっぺいから「一歩前へ」「前進」をイメージし、動きがあるしっぺいに変更しております。「磐田の教育」の文章は、教育長に原稿をお願いしたものです。施策1の「基本方針」を分かりやすく短くしました。以後、網掛けの部分が前年度の変更箇所です。数値で空欄部分は、分かり次第記載していき、次回2月の定例教育委員会で、今年度実績と来年度の目標値を確認していただきたいと思っております。方針2施策1以外は、実績値と目標値を御確認ください。なお、方針3に施策2「就学・就園のための経済的支援」の指標はありませんので御了承願います。防災対応基準については、基準についての変更はありませんが、今年度の反省をもとに「児童クラブについて」の留意点を変更しております。「いじめ防止対策の推進」の内容の一部の変更、参考として「新教育委員会制度」を記載しました。3つの園の名称が変わります。小学校

では豊岡東小学校は閉校に伴い記載がありません。内容について御意見をいただきたいと思ひます。今後、修正点の変更、数値など未記入部分の記載をし、2月の定例教育委員会での承認を経て、印刷業者へ原稿を提出していく予定です。

< 質疑・意見 >

Q 新教育委員会制度に関する箇所が新規に追加されましたが、総合教育会議や大綱は初めて出てくる用語ですので、付記などで説明があると良いと思ひました。

A そのようにしたいと思ひます。

いじめ防止対策の推進についてですが、作成した時点の関係で、条例等を加味してありませんでしたので、学校教育課において、条例等を含めて盛り込んでいきたいと思ひます。

Q こども憲章については、「磐田市の教育の概要」には入りませうでしょうか。

A こども憲章を制定している子育て支援課は教育委員会の補助執行ではありませんので、「磐田市の教育の概要」には入りませう。

・数のおけいこ道具について

小学校1年生のときに「数のおけいこ道具」があると思ひます。小さな棒に1本1本名前を書くというようなかと思ひます。近所の母親とお話をしたときに、あれは勿体ないですよねという話になりました。他のある市では、備え付けで置いておいて、それを貸し出している学校があるとお聞きしました。それは本当に良いことだという話をしました。結構きれいなまま残っている訳ですね。できれば、その点も踏まえて御検討いただければと思ひます。

学校の備え付けとした場合、小学生は同じ時期に同じように使いたいので、3クラスであれば、3クラス分用意する必要があります。

最初からすべて買うのは難しいので、寄附してくれる方を募って置いて行ってもらうという方法もあると思ひます。

ただ、個人の名前が書いてあります。

保護者の方にとって、おはじきなどに一つずつ書いていくというのは、大変な負担なのですね。あの作業が無くなれば、本当に楽だと思ひます。子どもが3人いれば、3人分その作業がありますので、それは私も経験したのでわかりますという話を保護者の方にしました。

兄弟で使い回しをするということを学校では呼び掛けています。例えば、使い回しをする中で、数え棒で足りない場合には、棒だけ単品で購入するという形で工夫している御家庭もあります。御指摘のような点があるということは聞きながら、学校の判断で行っている部分がありますので、学校の現状を把握しつつ、情報収集に努めていきたいと思ひます。

他の子どもが使ったものを使うのはどうかというお考えの保護者の方もいらっし

やると思いますので、そういった観点も含めて、検討する必要があります。確かに名前を書くのは大変な部分があります。ただ、今は名前シールなどを使うなど負担は減ってきている部分があります。